資料 No. 1

佐久市立中央図書館の建設候補地等及び今後のスケジュールについて

1　中央図書館建設候補地について（令和６年８月21日佐久市議会全員協議会資料抜粋）

≪これまで≫

（１）佐久市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画について

佐久市立中央図書館は躯体の劣化が顕著なことから、法定耐用年数47年を経過する令和８年度までを目途に、施設の建替えを行う。また、他の施設との複合化も視野に入れ検討する。（特定財源を確保するためには、複合化することが条件）

（２）佐久創造館における長野県の対応について

令和３年７月、令和５年度末での閉館の方針を公表したが、利用団体の理解を得られず、現在１年延長し、令和６年度末までとしている。

≪今　後≫

（３）長野県との意見調整を踏まえた方向性について

【長野県の方向性】

創造館の耐用年数及び佐久市の方向性を踏まえ、閉館時期を令和９年度末まで３年延長し、その後、除却を行う。

【佐久市の方向性】

施設の形態	■新図書館の複合化先として創造館を候補の一つとする。 ■付加する創造館貸館機能については、創造館で培われた芸術・文化活動であり、他の市有施設で活動の継続が難しい分野の機能などの一部とする。（ホール機能（体育館）部分は削減を前提）
建設場所	■創造館閉館後の跡地を複合化した新図書館の有力な建設候補地とする。
財源	■公共施設等適正管理推進事業債の活用を前提 ■公共施設等適正管理推進事業債の延長の方針が示された時点（令和８年12月頃の見込み）で最終判断をする。 ■仮に公共施設等適正管理推進事業債が延長されない場合、他の財源確保についても検討するが、出来ない場合は、複合化施設への創造館貸館機能の付加は白紙とし、既存の中央図書館の長寿命化も含め、検討する。
利用団体との話し合い	■長野県、佐久市、創造館利用団体の三者協議により対応していく。 ■複合化施設への創造館貸館機能部分の一部のとりまとめ及び創造館利用団体との移転調整等の交渉は、長野県を事務局とし、協働して対応する。
新施設の利用ルール	■複合化施設の利用ルールは、他の市有施設を基本とする。

2　基本構想策定までのスケジュールについて

令和６年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	■企画調整幹事会① 5/14（火）	■ワークショップ 6/16（日）		■佐久市議会全員協議会（中央図書館建設候補地について説明） 8/21（水）		■中央図書館建替再整備検討委員会① 10/9（水）	■■企画調整委員会 ■企画調整幹事会②	■パブリックコメント ■佐久市議会全員協議会（基本構想（案）について説明）	■中央図書館建替再整備検討委員会②		**佐久市立中央図書館建替再整備基本構想策定**

3　新図書館開館までのスケジュール例

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
基本構想策定	→								
事業方針等検討	→	→							
基本計画策定			→	→					
基本設計					→				
実施設計						→			
建　　設							→	→	
開　　館									→